

## 委託業務仕様書（提案時）

本仕様書は、「福岡市スタートアップエコシステム連携基盤構築調査業務」（以下「本業務」という）の提案競技に関し、提案に必要な仕様を定めるものである。提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と提案者が協議のうえ、契約用の仕様書を定めることとする。

### 1. 業務名

福岡市スタートアップエコシステム連携基盤構築調査業務

### 2. 目的

本市では、2012年の「スタートアップ都市ふくおか宣言」以降、全国に先駆けてスタートアップ支援に取り組み、2017年には官民共働型スタートアップ支援施設である「Fukuoka Growth Next」を開設するなど、創業支援、成長支援、実証支援、海外展開支援等の取組みを積み重ねてきた。

現在では、天神・大名エリアを中心に、インキュベーション施設やオープンイノベーション拠点、金融機関、支援機関、民間コミュニティ（以下、「支援拠点」という）が集積し、起業家やスタートアップが人・情報・機会にアクセスしやすい都市環境が形成されつつある。

一方で、全国的にスタートアップ支援が広がり、他都市においても同様の支援機能や拠点整備が進む中、本市が引き続きスタートアップ都市として選ばれ続けるためには、単に「相談できる」「施設がある」「イベントがある」といった機能的価値にとどまらず、福岡市でスタートアップに挑戦することの意味や、福岡市だからこそ得られる成長機会、共創機会、挑戦を後押しする都市文化といった、独自の提供価値を明確化することが求められている。

また、市内には多様な支援拠点が存在しているものの、各拠点の活動は個別に展開されており、エコシステム全体としての共通方針や連携の目的が十分に共有されているとは言い難い。そのため、本来の強みである地理的近接性、人的ネットワーク、支援ノウハウ等が、都市全体の支援基盤として十分に活用されていない状況にある。

以上を踏まえ、本業務では、支援拠点の有機的な連携を促進し、福岡市全体を一つのスタートアップ支援基盤として機能させることを目的とする。

あわせて、各支援拠点が共有すべき支援方針及び横断的な提供価値を明確化し、福岡市でスタートアップに挑戦する意義や魅力を内外に一体的に発信するための戦略を策定する。

これにより、起業家・スタートアップが成長段階に応じて必要な支援や機会に円滑につながる環境を整備するとともに、外部の投資家、事業会社、専門人材等を呼び込み、福岡発の成長スタートアップ創出につながるエコシステムの形成を目指す。

### **3. 履行期間**

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### **4. 業務内容**

本業務の目的を達成するため、下記（１）～（６）について具体的な実施手法、プロセス、及び想定される成果物の提案を求める。なお、業務の進め方や使用するツール・媒体等については、提案者の創意工夫による自由な提案を期待する。

#### **（１）支援拠点等の現状調査及び課題整理（ヒアリング等の実施手法）**

支援拠点を対象に、各拠点の強み・支援内容、ネットワーク、課題、連携ニーズ等を把握・整理すること。また、起業家・スタートアップの成長段階や課題に応じた支援導線を可視化し、拠点間連携によって解決すべき課題を抽出すること。

#### **（２）福岡市スタートアップエコシステムの提供価値の整理**

現状把握及び課題整理を踏まえ、福岡市のスタートアップエコシステムがスタートアップ、投資家、事業会社等に対して提供すべき価値を整理すること。

その際、支援機能の整理にとどまらず、福岡市でスタートアップに挑戦する意義、福岡市ならではの成長機会、共創機会、挑戦を後押しする都市文化等を含め、横断的な提供価値として明確化すること。

#### **（３）拠点横断的な共通ビジョンの構築**

各支援拠点がネットワークに参画し、一体となって機能するための核となる「共通ビジョン」等を構築すること。

#### **（４）連携促進及び合意形成**

抽出された連携の可能性や課題を踏まえ、支援拠点同士の相互理解を深め、スタートアップの利便性向上につながる具体的な連携施策のアイデアを導き出すための、効果的な合意形成のプロセス及び実施計画を策定すること。

なお、上記整理にあたっては、福岡市及びFukuoka Growth Nextが福岡市のスタートアップエコシステムにおいて果たすべき役割について言及すること。

#### **（５）エコシステムの価値発信方策の策定**

福岡市スタートアップエコシステムの提供価値を内外に一体的に発信するため、コンセプト（共通ビジョン）、キーメッセージ、ターゲット別訴求方針及びコミュニケーション戦略を策定すること。

## **(6) 成果創出の提案・実施**

本業務においては、「2. 目的」に掲げる「支援拠点の有機的連携の促進」及び「福岡市スタートアップエコシステムの提供価値の明確化・共有・発信」を実現することを最終成果とする。

その達成に向け、受託者は、策定したコンセプト（共通ビジョン）及び発信戦略に基づき、ターゲット（起業家、投資家、事業会社、他都市の関係者等）に対して最も効果的と考えられる手段・方策について、自ら提案し実施すること。

※成果の定義：本業務の成果は、単なる成果物の作成に留まらず、支援拠点間における連携の促進及びエコシステムの価値認識の共有が図られる状態の創出を含むものとする。

## **5. 履行場所**

福岡市経済観光文化局創業推進部創業課ほか

## **6. 委託上限額**

20,000 千円（税込）以内

## **7. その他特記事項**

- (1) 本業務の実施にあたっては、福岡市と十分協議しながら行うこと。
- (2) 福岡市との協議に当たっては、質問や意見について迅速に対応できる体制をとること。
- (3) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (4) 業務遂行により知り得た個人情報、個人情報保護法、福岡市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (5) 提案者は本業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に福岡市に可否を確認すること。（業務の主たる部分の再委託はできない）。
- (6) 本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- (7) 仕様書の内容に疑義が生じた場合には、福岡市と提案者で協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- (8) 本業務における成果については、福岡市に帰属する。

- (9) 本業務における成果物及び履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権等は、福岡市に帰属する。
- (10) 本業務により作成した印刷物について、福岡市は受注者又は受注者以外の事業者に委託し、版下の修正や再編集を行うことができる。
- (11) 不測の事態に備え、緊急時の体制を整備するとともに、事前に従事者に対し対応方法等を周知すること。